

東京都派遣村833人、大阪臨泊637人

派遣村利用者の内 約340人は生保移行の見込み、さて、大阪は？

厚生労働省 社会・援護局保護課長 生活保護活用通知

東京と大阪の違いは・・・

一昨年末の東京では、民間の派遣村が日比谷公園に

開設されましたが、昨年末は、東京都が「派遣村」を

実施しました。この東京都の派遣村が、毎年の越年対

策とどう関係にあるのかハッキリしません、8

33人が利用したと伝えられています(一昨年の民間

派遣村は、約500人利用)。

大阪市の越年臨時宿泊所の利用者は、一昨年は13

24人、昨年は637人で半減しています。

東京都の派遣村も大阪市の臨時宿泊所も、共に利

用期間は1月5日まででした。

東京都は、5日までに生活のめどが立たなかった人

562人に対して、引き続き2週間程度の予定で、宿

泊施設を提供しました。大阪市はというと、「はい、

さようなら」で終わり。

東京都の2週間延長は、生活保護活用を見込んで

のこととされています。生活保護申請から決定まで、

通常は2週間とされていますから、その間の面倒を

見ることになった、ということなんです。

一昨年の民間派遣村では、結局、500人中207

人(41%)が生活保護へ移行しましたが、東京都派遣

村の結果は、833人中350人(42%)が生活保護

へ移行すると見られています。

大阪の臨時宿泊所利用者は、637人でしたが、そ

の4割は、255人となります。

大阪でも、東京並に丁寧な対応をすれば、現在の夜間

宿所利用者やセンター周辺等で野宿している人の内

255人は、既に生活保護へ移行していたはずだと推

論することが出来ます。

5日で「はい、さようなら」した大阪市としては、「特

別なコトしなくても、市更相は開いている。生活ケアセ

ンターという待機場所もある。昨年1年間で三千人も

生活保護へ移行している。現状で対応可能」というこ

となのでしようが、親切さに欠けているといえます。

裏面は、12月25日に厚生労働省が、全国自治体に出

した通知です。安心して、市更相で生保申請を！

失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について（厚労省社会・援護局保護課長）

1 速やかな保護決定

失業等により生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要があります。そのため、臨時特例つなぎ資金貸付制度等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

2 住まいを失った申請者等に対する居宅の確保支援

失業等により住居を失ったか、又は失うおそれのある者に対しては、まず安心して暮らせる住居の確保を優先するという基本的な考え方に立ち、「居宅生活可能と認められる者」については、可能な限り速やかに敷金等を支給し、安定的な住居の確保がなされるよう、支援すること。

なお、居宅生活ができるか否かの判断に当たっては、「生活保護問答集」（平成21年3月31日保護課長事務連絡）問7-107において判断の視点を示しているところであるが、これは判断の視点であって、そのうちの一つの要件が満たされないことのみをもって居宅生活ができないと判断することのないよう、留意されたい。

3 適切な世帯の認定

失業等により住居を失い、一時的に知人宅に身を寄せている方から保護の申請がなされた場合には、一時的に同居していることをもって、知人と申請者を同一世帯として機械的に認定することは適当ではないので、申請者の生活状況等を聴取した上、適切な世帯認定を行うこと。

4 他法他施策活用の方

就職安定資金及び総合支援資金等の公的貸付制度及び住宅手当は、生活保護法第4条第1項のいう「その他あらゆるもの」には含まれず、本人の意に反して利用を強要することはできないものであること。

保護の相談時には、相談者に誤解が生じないように、適切な助言に努めること。

5 実施機関が異なる申請者の対応

面接相談時に、相談を受けた福祉事務所と保護の実施責任を負う福祉事務所が異なることが判明した場合においても、相談者が保護の申請意思を示した場合には、相談を受けた福祉事務所から相談者の実施責任を負う福祉事務所に相談記録等を速やかに回付すること。

6 関係機関との連携強化等について（略）